

参加資格確認関係書類

以下の書類について、別添のとおり提出します。(各1部)

- 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）の厚生労働省大臣官房会計課長（全省庁統一資格）から通知された等級決定通知書の写し
- 有料又は無料職業紹介事業許可証の写し※
- 企画書提出時点で千葉労働局の管内に職業紹介事業を行う事業所を設置している事業者にあっては別紙4－2、企画書提出時点では設置していない事業者にあっては別紙4－3※
- 委託費を盛り込んだ手数料表の届出に関する申出書（別紙4－4）※
- 企画書提出時点で職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していない事業者にあっては別紙4－5、企画書提出時点で限定している事業者にあっては別紙4－6※
- 千葉労働局の管内に設置している職業紹介事業を行う事業所の直近2年度分（有料又は無料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料又は無料職業紹介事業報告書の写し（管内で本事業を実施する有料又は無料職業紹介事業所が複数ある場合はそれら全部）及び有料又は無料職業紹介事業報告書の全事業所分の合計（別紙4－7）※

なお、これらにかえて、全事業所分の直近2年度分（有料又は無料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料又は無料職業紹介事業報告書の写しとしてもよい。

企画書を提出する事業者の設置している職業紹介事業を行う事業所が1カ所である場合、別紙4－7は不要

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく直近の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が45人以下の事業主については障害者の雇用状況に関する報告（別紙4－8）
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく直近の高年齢者雇用状況報告書の写し。直近の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。
- 企画参加資格に関する誓約書（別紙4－9）
- 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59

号) で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。) がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（別紙 4-10）

- 直近2年間の労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険について、領収書の写し、口座振替の控えの写し又は厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険については社会保険料納付証明書の写し
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 4-11）

※受託した事業の実施に当たって職業紹介事業を行う場合。別紙 4-4 は有料職業紹介事業の許可を受けている者に限る。